

1	7	17	22 23	28 30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備整理番号
1 6 1 2 0 0				0 0	

44

49

24

26

28	30	43
01		.
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.

28	30	43
20		.
21		.
22		.
23		.
24		.
25		.
26		.
27		.
28		.
29		.
30		.
31		.
32		.
28	30	41

備 考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかーに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納 税 地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) (カ)欄に該当する者 譲渡年月日
 - (2) (キ)欄に該当する者 消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。